

業 務 の 名 称	北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務		
業 務 概 要	本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行う。 また、情報伝達訓練の実施や本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行う。		
契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神 谷 昌 文 新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号		
契 約 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 6 日		
契 約 業 者 名	東京都港区赤坂 3-3-5		
契 約 業 者 の 住 所	公益社団法人日本港湾協会		
契 約 金 額	¥ 1 7, 9 8 5, 0 0 0. - (税込み)		
予 定 価 格	¥ 1 8, 1 0 6, 0 0 0. - (税込み)		
随意契約による こととした理由	本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。 また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の更新に向けた改善点について抽出整理するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。		
業 務 場 所	北陸地方整備局管内	業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 8 月 2 6 日	履 行 期 間 (至)	令和 8 年 2 月 2 7 日
備 考			